

コロナ第6波による経済危機から 中小・小規模事業者の営業と生活を守るための緊急要請書（案）

連日のご奮闘に心より敬意を表します。

コロナ第6波が急拡大し、1月27日よりまたもまん延防止等重点措置が適用されることとなりました。長引くコロナ不況に原油原材料の高騰、材料不足が追い打ちをかけ、小規模事業者の経営は危機的状況です。既に倒産・廃業が深刻化しており、これ以上府民や中小業者に「自助」を求めることは許されません。この危機を乗り越えるため、直ちに新たな独自施策を講じて頂きますよう以下要請します。

【要請事項】

1、コロナ禍をのりきるため新たな直接支援策を

- ・2021年度補正予算の地方創生臨時交付金（地方単独事業分）のうち、貴自治体への交付金を活用し、コロナ禍で売上が減少した事業者を対象に新たな直接支援策を実施すること。
- ・感染防止対策に必要な設備や備品購入に対する支援、家賃や従業員の給与、社会保険料等の固定費補助など第6波を乗り切るための支援策を実施すること。
- ・実施にあたっては、制度周知や手続きの簡素化、迅速支給に努めること。

2、ポストコロナを見据え環境・災害対策に本腰を

- ・気候危機打開に向けて科学的知見に正面から向き合い、2030年までの目標として「市域の温室効果ガスを50%以上削減（2010年比）」を掲げること。達成に向けたロードマップを示すこと。
- ・日本のエネルギーの3分の1は建築物で使われており、ZEH・ZEBなど建築物の断熱、太陽光パネル設置、省エネ化が極めて重要である。また、近い将来発生が予想される南海トラフ地震に備え、耐震化の推進も欠かせない。新築の住宅・事業所における省エネ化、既存の住宅・事業所におけるリフォームや耐震化を推進するための助成制度を実施すること。再エネ電力への切り替え補助を行うこと。地域の小規模事業者に発注した工事については助成率を引き上げるなど、地元業者の受注機会拡大に努めること。
- ・省エネ、再エネの促進にあたり、市民や小規模事業者に対する相談窓口を設置して専門家を配置し、省エネ診断や出張講座などを実施すること。
- ・脱炭素事業に取り組む小規模事業者向けの無利子融資を創設すること。
- ・財源は地方創生臨時交付金を活用すること。

3、事業復活支援金について

- ・事業復活支援金は多くの事業者が対象となるにも関わらず、申請サポート会場が府下4カ所しかない。また、事前確認が必要であるのに「事前確認で数万円の手数料を求められた」などの事例が報告されている。貴自治体として申請サポート会場を設置し、事前確認や申請相談の体制をとること。その際は全ての対象者が費用負担なく申請できるようにすること。

4、コロナ関連の支援金、協力金への課税について

- ・国や自治体が行ったコロナ関連の支援金や協力金を非課税として扱い、住民税、国保料、介護保険料、市営住宅家賃、保育料などの収入算定に含めないこと。
- ・「給付金等の受給の確認」を口実とした調査や、一方的な賦課決定は行わないこと。
- ・国に対してコロナ関連の支援金や協力金を非課税とするよう求めること。

5、住民税の徴収について

- ・積極的に納税緩和措置の活用を図り、納税者の権利保護に努めること。
- ・地方税の徴収は国税の規定に準ずることから、2020年4月2日発出の国税庁指示文書の趣旨を踏まえ、法令上差押えが禁止されていないものでも、コロナで経済的影響を受けた事業者への給付金・協力金の差押えは行わないこと。納税者の生活と営業を脅かす無理な納税の強要、売掛金の差押えは行わないこと。

以上